



葛南土木事務所にて申し入れ書を手渡す党市議団＝2018年8月8日

三番瀬護岸

やっと動き出した!

千葉県が安全点検スタート

埋め立てが前提の護岸

記録的豪雨や巨大地震などの自然災害が頻発し、災害に強いまちづくりは待ったなしの課題です。

日本共産党市議団は先月8日、千葉県に三番瀬護岸の安全性確保を求める申し入れを行いました。

日本共産党は、三番瀬護岸が埋め立てを前提に整備された護岸であり、すでに埋め立て開始から50年近くが経過し、老朽化も懸念されるため、「護岸の高さと強度、老朽化などを心配する市民の声がある」ことを浦安市議会に取り上げ、三番瀬護岸の耐震調査を千葉県に求めるようくりかえし求めてきました。

日本共産党の質問に対して、浦安市も「この計画（埋め立て）が白紙撤回され、前面が海として残った現在、高潮時に安全な高さあるいは強度が確保されているのか十分な検証が必要である」（2011年3月議会答弁）との考えを示し、「千葉県に安全性の検証とその結果に基づく必要な再整備を要望している」と答えていました。

週刊 日本共産党 市議会報告

2018年9月17日

第1472号

【発行】

日本共産党 浦安市議団

☎&FAX

047-350-1243



市議会議員 元木美奈子

入船 4-37-14
☎047-355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp



市議会議員 美勢麻里

北栄 2-3-16-203
☎047-354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp

日本共産党としても、護岸の管理者は千葉県であるため県に対して、①護岸の高さや耐震強度の検証、②検証結果の速やかな公表、③検証結果に基づく速やかな対策の3点について何度も申し入れてきました。前回の申し入れは2015年11月でした。

長寿命化計画の策定を予定

千葉県は、この申し入れの中で浦安地区の護岸を今年度から2年かけて点検し、その結果を踏まえて長寿命化計画を策定する方針を明らかにしました。

この点検は国がつくった「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき実施しているものであり、対策が必要な場合、優先度を決めて計画的に改修する予定です。

猫実川護岸に樹木

三番瀬護岸につながる猫実川護岸には写真のような樹木が連なっており、長していますが、護岸に亀裂が生じているため、近隣住民から護岸の安全性に不安の声が寄せられました。



この日、猫実川護岸の点検も申し入れました。県は現場を確認した後、今後の対応について連絡する約束をしました。

9月議会 議案

19人以下の小規模保育 基準緩和で待機児解消!?



9月議会に19人以下の小規模な保育園の運営や設備の基準を緩める条例改正議案が上程されています。その主な内容をお知らせします。

認可保育所の増設に 全力をあげよ

浦安市の今年4月1日現在の保育園待機児童数は168人です。この数は待機児童数をカウントする場合の国基準に基づき、国に報告した数です。

しかし、実際には認可保育園に入れずに一時的に無認可保育園に入所し、認可保育園の空きを待っている保護者も少なくありません。このような場合には国基準では待機児にはカウントされませんが、本来、こうしたケースも待機児童数としてカウント(385人)し、自治体は実態に見合った認可保育園整備によって待機児解消を図り、質の高い保育を子どもに保障すべきです。

保育の質が低下する!

しかし、2015年度から始まった子ども・子育て支援法の下で、0歳~2歳児の受け皿としてあらたに導入された小規模保育事業(六~十九人)、家庭的保育事業(三~五人)、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業などによって、国も浦安市も待機児解消をめざす方針を強化しています。

これらは、定員規模が小さいことを理由に、認可保育所等に比べて保育者の資格要件や施設整備基準が緩和されているため、保育の質の低下が懸念されています。

ところが、上程された議案は、「保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定子ども園、家庭的保育事業等が不足していることに鑑みる」などとして、緩和された基準等をもっと緩和する改定内容です。

3歳でまた待機児に なる可能性も

これらの家庭的保育事業等では、連携施設の確保が必要です。連携は認定子ども園、幼稚園、認可保育所と行うこととされています。乳幼児に集団保育を体験させたり、家庭的保育所で職員の病気などで保育を提供できない場合の保育や3歳児となった時の受け皿などの役割を果たすために制度化されました。しかし、改定案は一定の要件を満たす場合に連携施設の確保を不要としています。

食事の外部搬入

給食は自園調理が原則ですが、連携施設からの搬入も認められ、調理の場所も調理室ではなく調理設備とされ、調理員も委託や連携施設から搬入する場合は必置ではありませんでした。ところが改定内容は、5人以下の家庭的保育では、10年間、自園調理によらなくてもよいとする特例を設定する内容です。

保育士資格の 要件緩和

保育士の数を算定する場合に、保健師または看護師のうち1人について保育士とみなすことができる規定を緩和して、看護師は准看護師でもよいとする改定です。

また、小規模保育事業A型は全員保育士としていましたが、これを3分の2以上とし、他は市長が認めるものを保育士とみなす改定です。これらは10年間の特例措置としました。